

広域機関の指示に伴う託送契約手続きについて

1. はじめに

改正電気事業法（第1弾）の施行に伴い、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」）が発足します。

広域機関は、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化する恐れがある場合、需給悪化に係る会員に対しては電気の供給を受けることを指示（以下「受電指示」）、他の会員に対しては需給悪化に係る会員に電気を供給することを指示（以下、「供給指示」）することができるものとされています（以下総称して「広域機関の指示」）。

広域機関の指示による電気の受給を行うにあたっては、業務規程第59条の2に定めるとおり、原則として、広域機関の指示から実際の受給までの間に、託送供給契約を締結していただく必要があります。

本書ではその手続きについてご説明いたします。

2. 託送供給契約の手続き

広域機関の指示から実際の受給までの間に時間的余裕がある場合は、通常の託送供給契約と同様の手続きを行います。しかし、通常の託送供給契約と同様の手続きを行う時間が確保できない場合は、以下の手続きにより契約締結し、託送供給を実施します。

- （1）会員の皆様は、別紙にお示しする「基本契約書ひな型」および「託送契約締結の流れ」の内容について、あらかじめご確認ください。
- （2）受電指示を受けた会員は、指示内容を確認のうえ、託送供給の実施に必要な発電計画等を、当該受電指示に基づくものであることを明らかにして、関連一般電気事業者に提出してください。
- （3）当該関連一般電気事業者は、当該発電計画等の提出をもって基本契約および実施契約の申込みとみなし、これを承諾のうえ、託送供給を実施します。
- （4）後日、書面による基本契約書を作成いたします。

3. お問い合わせ先

(1) 広域機関の指示に伴う託送契約全般に関するお問い合わせ

ネットワークサービスセンター

電話 (082) 544-2673

FAX (082) 544-2678

メール NSC@pnet.energia.co.jp

受付時間 9時00分～12時00分 13時00分～17時00分

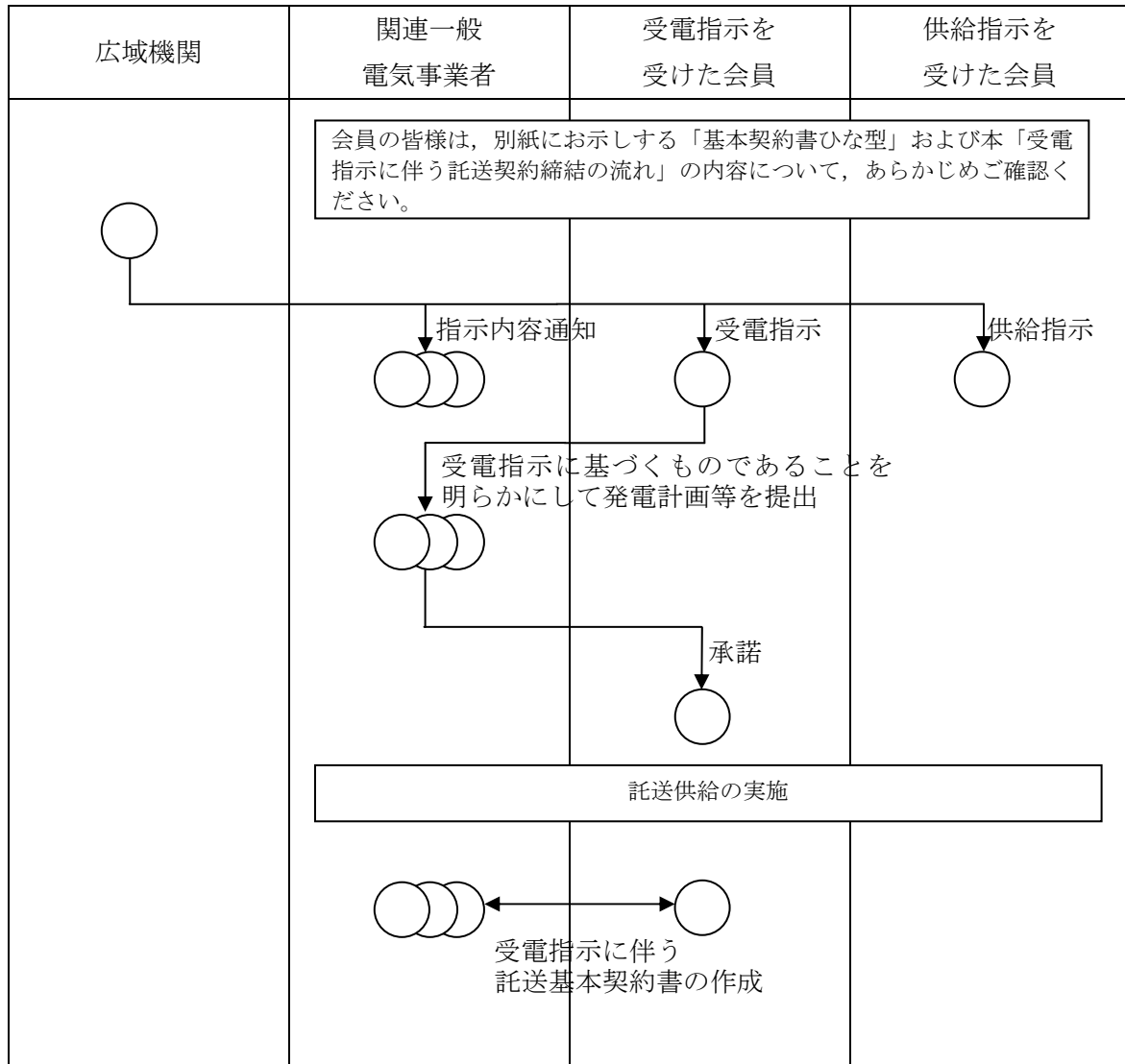
(土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日・5月1日を除く)

(2) 広域機関の指示に伴う各種計画提出等に関するお問い合わせ

中央給電指令所 (連絡先は給電協定書等をご確認ください)

以上

「受電指示に伴う託送契約締結の流れ」



電力広域的運営推進機関からの受電指示に伴う
電力受給のための接続供給に関する基本契約書

平成●●●年●●月●●日

● ● 株式会社

● ● 電力株式会社

電力広域的運営推進機関からの受電指示に伴う電力受給のための 接続供給に関する基本契約書

●●株式会社（以下「甲」といいます。）と●●電力株式会社（以下「乙」といいます。）とは、甲乙間で締結した接続供給契約（以下「原契約」といいます。）に付帯し、甲が電力広域的運営推進機関の受電指示により調達した電気を特定規模電気事業の用に供する場合の電気の受電地点に係る事項の扱いに関し、次のとおり契約を締結します。

（定義）

第1条 本基本契約において、次の言葉はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

（1）広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関をいいます。

（2）供給指示

広域的運営推進機関の業務規程第52条第1号に定める指示をいいます。

（3）受電指示

広域的運営推進機関の業務規程第52条第3号に定める指示をいいます。

（4）発電計画等

広域的運営推進機関の送配電等業務指針第8章に定める発電計画および業務規程第9章に定める利用計画をいいます。

（5）同時最大受電電力

受電地点において設備上使用できる最大受電電力を上限とした、本基本契約に係る接続供給契約と他の接続供給契約、振替供給契約等により同時に受電する電力の最大値をいいます。

（受電地点に係る事項の申込み）

第2条 甲は、広域的運営推進機関から受電指示を受けた際、託送供給約款9（検討および契約の申込み）（1）および（3）にもとづき、乙に原契約の受電地点に係る事項の申込みを行うものとします。

2 前項にかかわらず、指示の当日または翌日等に当該指示に基づく電気の供給を受ける場合には、甲の発電計画等の提出をもって、託送供給約款9（検討および契約の申込み）（4）に基づく原契約の受電地点に係る事項の申込みとします。

3 第1項および第2項において、甲は、当該発電計画等が、受電指示にもとづくものであることを明らかにすることとします。また、会社間連系点を受電地点とする場合で、同一の一般電気事業者の供給設備に接続する発電場所が複数あるときは、当該複数発電場所につき1申込みがなされたものとします。

4 第2項の申込みをもって、当該発電場所の受電側接続検討の申込みがなされたものとします。

(契約の成立)

第3条 第2条第2項の申込みに係る契約は、乙が承諾したときに成立するものとします。

なお、乙は、この承諾をもって甲に第2条第4項の受電側接続検討の回答をしたものとします。

(契約受電電力)

第4条 契約受電電力は、本基本契約にもとづく受電地点の発電計画の最大値（受電地点の発電計画の値の変更が行なわれた場合は変更後の値とします。）に2を乗じてえた値とします。

(予備送電サービス契約電力)

第5条 受電地点について予備電線路を連系している場合は、当該受電地点の予備送電サービスを利用するものとします。

2 甲が、前項により予備送電サービスを利用する場合の予備送電サービス契約電力は、当該受電地点における契約受電電力の値とします。

(電力量の仕訳および端数処理)

第6条 受電地点において他の接続供給契約、振替供給契約等と同一計量する場合は、30分ごとの受電地点の電力量の計量値を、託送供給約款35（託送供給の実施）によりあらかじめ定められたその30分の受電地点の電力量の計画値（発電計画におけるその30分の接続受電電力量または振替受電電力量とします。以下「計画値」といいます。）および仕訳に係る順位（優先順位および同順位内優先順位とします。）にもとづき、第2項および第3項によって仕訳し、仕訳によりえた値を、本基本契約にもとづく受電地点の電力量の計量値とみなします。

2 30分ごとの受電地点の電力量の計量値が、受電地点において同一計量する接続供給契約、振替供給契約等の各計画値の合計値以下となる場合は、次の各号により仕訳します。

(1) 優先順位が高い契約から順に、該当する契約にその計画値（該当する契約の計画値が未仕訳の値をこえる場合は、未仕訳の値とします。また、優先順位同順位の該当する契約が複数あり、その各計画値の合計値が未仕訳の値をこえる場合は、未仕訳の値を該当する各契約の計画値の比で按分してえた値とします。）を充当することにより仕訳します。

(2) 前号の按分において端数が生ずる場合は、按分してえた各値の端数を切り捨て、その切り捨てられた各端数を合計した値について、同順位内優先順位の高い契約から順に、その値が零となるまで、該当する契約に1キロワット時ずつの加算を行なうことにより端数処理します。

3 30分ごとの受電地点の電力量の計量値が、受電地点において同一計量する接続供給契約、振替供給契約等の各計画値の合計値をこえる場合は、次の各号により仕訳します。

(1) 各契約にその計画値を充当したうえで、各契約の計画値の合計値をこえる値（以下「超

過値」といいます。)については、最劣後の優先順位の契約に充当することにより仕訳します。

なお、最劣後の優先順位の契約が複数ある場合は、超過値を該当する各契約の計画値の比で按分してえた値を該当する契約に充当することにより仕訳します。

(2) 前号の按分において端数が生ずる場合は、前項第2号に準じます。

(電力量の算定)

第7条 甲が受電指示を受けた場合の供給指示を受けた者が乙であった場合、託送供給約款28(電力および電力量の算定)(2)における「受電地点の電力量の計量値」および託送供給約款35(託送供給の実施)(1)イにおける「受電地点において当社が受電する30分ごとの電力量の値」は、甲が受電指示により調達した乙の電気のその30分の電力量を加えた値とします。

(発電計画等の通知)

第8条 甲が提出する発電計画の記載がなかった場合ならびに乙所定の様式および方法で通知されない場合、託送供給約款35(託送供給の実施)(1)ニの仕訳に係る順位は99、同順位内優先順位は9とします。

2 受電地点において、他の接続供給契約、振替供給契約等と同一計量する場合、該当する各契約の計画値の合計値に2を乗じてえた値は、同時最大受電電力をこえることができないものとします。

3 計画値等の通知誤り、遺漏等(他の接続供給契約、振替供給契約等の契約者によるものも含まれます。)により、甲、発電者等に損害が生じた場合、乙は一切の責めを負わないものとします

(基本契約の契約期間)

第9条 平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日までとします。

ただし、契約期間満了までに甲乙いずれからも異議の申し出がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

なお、異議の申し出は契約期間満了に先立ち相手方に対し、文書をもって行なうものとします。

(基本契約の変更)

第10条 乙が託送供給約款を変更する場合には、変更後の託送供給約款によるものとします。

また、その変更内容に応じて本基本契約を変更するものとします。

2 広域的運営推進機関における業務規程等が変更された場合も変更内容に応じて本基本契約を変更するものとします。

(基本契約の失効)

第11条 甲が次のいずれかの条件を満たさなくなった場合、本基本契約は失効するものとします。

- (1) 甲が広域的運営推進機関の卸電気事業者以外の会員であること。
- (2) 原契約が存在すること。

(準拠法等)

第12条 本基本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。

2 本基本契約に関する訴訟については、●●地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(契約の継承)

第13条 甲が第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本基本契約に関係ある部分を第三者に譲渡しようとする場合には、甲は、本基本契約を譲受人に継承させるとともに、譲渡のときまでに発生した義務を譲受人が履行することについて乙に保証するものとします。

本基本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有します。

平成●●年●●月●●日

●●県●●市●●
甲 ●●株式会社 (所属・職位)
●● ●● 印

●●県●●市●●
乙 ●●電力株式会社 (所属・職位)
●● ●● 印

電力広域的運営推進機関からの受電指示に伴う
電力受給のための振替供給等に関する基本契約書

平成●●年●月●●日

● ● 株 式 会 社

● ● 電力株式会社

電力広域的運営推進機関からの受電指示に伴う電力受給のための
振替供給等に関する基本契約書

●●株式会社（以下「甲」といいます。）と●●電力株式会社（以下「乙」といいます。）とは、甲と乙以外の一般電気事業者との間で締結した接続供給契約において甲が営む特定規模電気事業の用に供する電気のうち、甲が電力広域的運営推進機関の受電指示により調達した電気の通過を承諾し、乙の託送供給約款、振替供給補給電力要綱、託送供給余剰電力要綱および変更賦課金要綱にもとづき、次のとおり振替供給等に関して契約を締結します。

（定義）

第1条 本基本契約において、次の言葉はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

（1）広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関をいいます。

（2）供給指示

広域的運営推進機関の業務規程第52条第1号に定める指示をいいます。

（3）受電指示

広域的運営推進機関の業務規程第52条第3号に定める指示をいいます。

（4）発電計画等

広域的運営推進機関の送配電等業務指針第8章に定める発電計画および業務規程第9章に定める利用計画をいいます。

（5）同時最大受電電力

受電地点において設備上使用できる最大受電電力を上限とした、本基本契約に係る振替供給契約と他の接続供給契約、振替供給契約等により同時に受電する電力の最大値をいいます。

（実施契約の申込み）

第2条 広域的運営推進機関からの受電指示に伴う電力受給のための実施契約の申込とは、託送供給約款9（検討および契約の申込み）（1）および（3）に定める振替供給契約の申込みをいい、広域的運営推進機関からの受電指示にもとづき、甲は乙に実施契約の申込みを行うものとします。

2 前項にかかわらず、指示の当日または翌日等に当該指示に基づく電気の供給を受ける場合には、甲の発電計画等の提出をもって、託送供給約款9（検討および契約の申込み）（4）に定める振替供給契約の申込みとします。

3 第1項及び第2項において、甲は、当該発電計画等が、受電指示にもとづくものであることを明らかにすることとします。

また、同一の一般電気事業者の供給設備に接続する発電場所が複数あるときは、当該複数発

電場所につき1申込みがなされたものとします。

4 第2項の申込みをもって、当該発電場所の受電側接続検討の申込みがなされたものとします。

(振替供給補給契約の申込み)

第3条 第2条第2項の契約申込みが地内振替の場合は、第2条第2項の契約の申込みをもって振替供給補給契約の申込みもなされたものとします。

(託送余剰受給契約の申込み)

第4条 第2条第2項の契約申込みが地内振替の場合は、第2条第2項の契約の申込みをもって託送余剰受給契約の申込みもなされたものとします。

(変更賦課金契約の申込み)

第5条 第2条第2項の契約申込みをもって変更賦課金契約の申込みもなされたものとします。

(実施契約の成立)

第6条 第2条第2項の申込みに係る契約は、乙が承諾したときに成立するものとします。

なお、乙は、この承諾をもって甲に第2条第4項の受電側接続検討の回答をしたものとします。

(振替供給補給契約の成立)

第7条 振替供給補給契約は、乙が承諾したときに成立するものとします。

なお、乙は、第6条の乙の承諾をもって承諾したものとします。

(託送余剰受給契約の成立)

第8条 託送余剰受給契約は、乙が承諾したときに成立するものとします。

なお、乙は、第6条の乙の承諾をもって承諾したものとします。

(変更賦課金契約の成立)

第9条 変更賦課金契約は、乙が承諾したときに成立するものとします。

なお、乙は、第6条の乙の承諾をもって承諾したものとします。

(契約受電電力)

第10条 契約受電電力は、本基本契約に係る振替供給契約にもとづく受電地点の通告電力量の最大値(受電地点の通告電力量の変更が行なわれた場合は変更後の値とします。)に2を乗じてえた値とします。

(振替送電サービス契約電力)

第11条 振替送電サービス契約電力は、本基本契約に係る振替供給契約にもとづく供給地点の通告電力量の最大値（供給地点の通告電力量の変更が行なわれた場合は変更後の値とします。）に2を乗じてえた値とします。

(予備送電サービス契約電力)

第12条 受電地点について予備電線路を連系している場合は、当該受電地点の予備送電サービスを利用するものとします。

2 甲が、前項により予備送電サービスを利用する場合の予備送電サービス契約電力は、当該受電地点における契約受電電力の値とします。

(振替供給補給契約の支払義務発生日)

第13条 振替供給補給契約にもとづく料金の支払義務は、振替供給補給電力要綱8（料金の支払義務および支払期日）(1)にかかわらず、料金の算定期間の翌月1日に発生します。ただし、料金の算定期間の翌月1日までに本基本契約が消滅した場合には、消滅日とします。

(託送余剰受給契約の支払義務発生日)

第14条 託送余剰受給契約にもとづく料金の支払義務は、託送供給余剰電力要綱7（料金の支払義務および支払期日）(1)にかかわらず、料金の算定期間の翌月1日に発生します。ただし、料金の算定期間の翌月1日までに本基本契約が消滅した場合には、消滅日とします。

(変更賦課金契約の支払義務発生日)

第15条 変更賦課金契約にもとづく変更賦課金の支払義務は、変更賦課金要綱7（変更賦課金の支払義務および支払期日）(1)にかかわらず、変更賦課金の算定期間の翌月1日に発生します。ただし、変更賦課金の算定期間の翌月1日までに本基本契約が消滅した場合には、消滅日とします。

(電力量の仕訳および端数処理)

第16条 受電地点において他の接続供給契約、振替供給契約等と同一計量する場合は、30分ごとの受電地点の電力量の計量値を、託送供給約款35（託送供給の実施）によりあらかじめ定められたその30分の受電地点の電力量の計画値（発電計画におけるその30分の接続受電電力量または振替受電電力量とします。以下「計画値」といいます。）および仕訳に係る順位（優先順位および同順位内優先順位とします。）にもとづき、第2項および第3項によって仕訳し、仕訳によりえた値を、本基本契約に係る振替供給契約にもとづく受電地点の電力量の計量値とみなします。

2 30分ごとの受電地点の電力量の計量値が、受電地点において同一計量する接続供給契約、

振替供給契約等の各計画値の合計値以下となる場合は、次の各号により仕訳します。

(1) 優先順位が高い契約から順に、該当する契約にその計画値（該当する契約の計画値が未仕訳の値をこえる場合は、未仕訳の値とします。また、優先順位同順位の該当する契約が複数あり、その各計画値の合計値が未仕訳の値をこえる場合は、未仕訳の値を該当する各契約の計画値の比で按分してえた値とします。）を充当することにより仕訳します。

(2) 前号の按分において端数が生ずる場合は、按分してえた各値の端数を切り捨て、その切り捨てられた各端数を合計した値について、同順位内優先順位の高い契約から順に、その値が零となるまで、該当する契約に1キロワット時ずつの加算を行なうことにより端数処理します。

3 30分ごとの受電地点の電力量の計量値が、受電地点において同一計量する接続供給契約、振替供給契約等の各計画値の合計値をこえる場合は、次の各号により仕訳します。

(1) 各契約にその計画値を充当したうえで、各契約の計画値の合計値をこえる値（以下「超過値」といいます。）については、最劣後の優先順位の契約に充当することにより仕訳します。

なお、最劣後の優先順位の契約が複数ある場合は、超過値を該当する各契約の計画値の比で按分してえた値を該当する契約に充当することにより仕訳します。

(2) 前号の按分において端数が生ずる場合は、前項第2号に準じます。

(発電計画等の通知)

第17条 甲が提出する発電計画の記載がなかった場合ならびに乙所定の様式および方法で通知されない場合、託送供給約款 35（託送供給の実施）(1)ニの仕訳に係る順位は99、同順位内優先順位は9とします。

2 受電地点において、他の接続供給契約、振替供給契約等と同一計量する場合、該当する各契約の計画値の合計値に2を乗じてえた値は、同時最大受電電力をこえることができないものとします。

3 計画値等の通知誤り、遺漏等（他の接続供給契約、振替供給契約等の契約者によるものも含まれます。）により、甲、発電者等に損害が生じた場合、乙は一切の責めを負わないものとします。

(基本契約の契約期間)

第18条 平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日までとします。

ただし、契約期間満了までに甲乙いずれからも異議の申し出がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

なお、異議の申し出は契約期間満了に先だち相手方に対し、文書をもって行なうものとします。

(基本契約の変更)

第19条 乙が託送供給約款，振替供給補給電力要綱，託送供給余剰電力要綱または変更賦課金要綱を変更する場合には，変更後の託送供給約款，振替供給補給電力要綱，託送供給余剰電力要綱または変更賦課金要綱によるものとします。また，その変更内容に応じて本基本契約を変更するものとします。

2 広域的運営推進機関における業務規程等が変更された場合も変更内容に応じて本基本契約を変更するものとします。

(基本契約の失効)

第20条 甲が次のいずれかの条件を満たさなくなった場合，本基本契約は失効するものとします。

- (1) 甲が広域的運営推進機関の卸電気事業者以外の会員であること。
- (2) 乙以外の一般電気事業者との間に，甲を契約者とする接続供給契約が存在すること。

(準拠法等)

第21条 本基本契約は，すべて日本法に従って解釈され，法律上の効力が与えられるものとします。

2 本基本契約に関する訴訟については，●●地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(契約の継承)

第22条 甲が第三者と合併し，またはその事業の全部もしくは本基本契約に関係ある部分を第三者に譲渡しようとする場合には，甲は，本基本契約を譲受人に継承させるとともに，譲渡のときまでに発生した義務を譲受人が履行することについて乙に保証するものとします。

本基本契約締結の証として本書2通を作成し，甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有します。

平成●●年●●月●●日

●●県●●市●●
甲 ●●株式会社 (所属・職位)
●● ●● 印

●●県●●市●●
乙 ●●電力株式会社 (所属・職位)
●● ●● 印